

9 計画・条例・要領等

資料編9-1：音更町防災会議規則

平成22年3月26日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、音更町防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び委員)

第2条 防災会議は、条例第3条の規定により防災会議を組織する委員（以下「委員」という。）のほか、会長をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者

(3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者

(5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(6) 町の教育委員会の教育長、学校教育部長及び生涯学習部長

(7) 町の公営企業管理者

(8) とかち広域消防事務組合音更消防署長及び音更町消防団長

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(10) その他町長が特に任命する者

6 委員は、再任を妨げない。

7 第5項第10号に掲げる委員は、公募することができる。この場合において、当該公募委員の数は、他の委員との均衡を考慮して定めるものとする。

(会議)

第3条 防災会議の会議は、会長が招集する。

2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部危機対策課において行う。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月27日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年5月31日規則第30号)

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月17日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年5月1日(第1条の規定(別表第1の改正規定(保健福祉部の部子ども福祉課の項中「子ども福祉係 子育て支援係 木野北保育園 駒場保育園」を「子ども福祉係 子育て支援係 木野北保育園」に改める部分に限る。))及び別表第2の改正規定(保健福祉部の部子ども福祉課の項駒場保育園の事項を削る部分に限る。))にあっては、同年4月1日)から適用する。

附 則 (令和4年3月31日規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

資料編 9 - 2 : 音更町附属機関設置条例

平成22年 3月23日

条例第 1号

(趣旨)

第 1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第 3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもって組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第 4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(音更町防災会議条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 音更町防災会議条例(昭和38年音更町条例第1号)
- (2) 音更町交通安全運動推進委員会条例(昭和40年音更町条例第15号)
- (3) 音更町総合計画審議会条例(昭和48年音更町条例第23号)
- (4) 音更町特別職報酬等審議会条例(昭和47年音更町条例第13号)
- (5) 使用料等審議会条例(昭和50年音更町条例第3号)
- (6) 音更町勤労者福祉審議会条例(昭和49年音更町条例第44号)
- (7) 音更町都市計画審議会条例(平成12年音更町条例第16号)
- (8) 音更町住宅委員会設置条例(昭和26年音更町条例第44号)
- (9) 音更町就学援助審議会条例(昭和60年音更町条例第15号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置されている次の表の左欄に掲げる附属機関(以下「旧附属機関」という。)は、それぞれ同表の右欄に掲げる第2条の規定により設置された附属機関(以下「新附属機関」という。)とみなす。

音更町防災会議	音更町防災会議
音更町交通安全運動推進委員会	音更町交通安全運動推進委員会
音更町総合計画審議会	音更町総合計画審議会
音更町特別職報酬等審議会	音更町特別職報酬等審議会
使用料等審議会	音更町使用料等審議会

音更町予防接種健康被害調査委員会	音更町予防接種健康被害調査委員会
音更町地域包括支援センター運営協議会	音更町地域包括支援センター運営協議会
音更町老人ホーム入所判定会議	音更町養護老人ホーム入所判定委員会
音更町自立支援協議会	音更町自立支援協議会
音更町障害児保育実施判定委員会	音更町障害児保育実施判定委員会
音更町勤労者福祉審議会	音更町勤労者福祉審議会
音更町地籍調査推進委員会	音更町地籍調査推進委員会
音更町都市計画審議会	音更町都市計画審議会
音更町住宅委員会	音更町住宅委員会
音更町就学指導委員会	音更町就学指導委員会
音更町就学援助審議会	音更町就学援助審議会
音更町いじめ問題等対策委員会	音更町いじめ問題等対策委員会
音更町児童生徒文化・スポーツ賞選考委員会	音更町児童生徒文化・スポーツ賞選考委員会
音更町生涯学習推進協議会	音更町生涯学習推進協議会
音更町青少年センター運営委員会	音更町青少年対策委員会

4 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員（以下「旧委員」という。）に委嘱され、又は任命されている者は、新附属機関の委員（以下「新委員」という。）として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、新委員の任期については、その者が旧委員に委嘱され、又は任命された日から起算する。

5 この条例の施行の日前に、旧附属機関に諮問等をした事項であって同日において現に答申等をされていないものについては、同日以後においては、新附属機関に諮問等をした事項とみなす。

附 則（平成22年12月17日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第4号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の音更町附属機関設置条例の規定に基づく音更町障害児保育実施判定委員会の委員（以下「旧委員」という。）に委嘱されている者は、改正後の音更町附属機関設置条例の規定に基づく音更町障がい児保育実施判定委員会の委員（以下「新委員」という。）に委嘱された者とみなす。この場合において、新委員の任期については、その者が旧委員に委

嘱された日から起算する。

附 則（平成27年3月20日条例第3号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月16日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表町長の部音更町児童福祉施設運営事業者選定委員会の項の改正規定は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（平成28年12月15日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月22日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月12日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の音更町介護保険等の実施に関する条例第28条に規定する音更町介護保険・地域包括ケア協議会の委員の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成30年3月20日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月12日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月16日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第4号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）音更町子ども・子育て会議の委員の定数の改正規定 令和5年7月4日

（2）音更町障がい福祉計画等推進委員会の委員の定数の改正規定 令和5年8月1日

附 則（令和5年12月19日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

9 計画・条例・要領等

資料編 9-2 : 音更町附属機関設置条例

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
町長	音更町防災会議	次に掲げる事務を行うこと。 1 音更町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 2 災害が発生した場合において当該災害に関する情報の収集を行うこと。 3 水防計画の調査審議を行うこと。 4 その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務	—	2年
	音更町交通安全運動推進委員会	交通安全の推進に関する事項について、審議を行うこと。	10人以内	2年
	音更町総合計画審議会	町の総合計画に関する事項について、審議を行うこと。	70人以内	審議を行い、答申が終了するまでの期間
	音更町総合計画推進委員会	次に掲げる事務を行うこと。 1 町の総合計画の主要な施策の推進状況について、検証及び評価を行うこと。 2 その他町の総合計画の推進について、必要な事項の審議を行うこと。	14人以内	2年
	音更町男女共同参画計画審議会	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく音更町男女共同参画計画に関する事項について、審議を行うこと。	10人以内	審議を行い、答申が終了するまでの期間
	音更町町有地公募売却土地利用事業者選定委員会	公募型プロポーザル方式による町有地の売却に係る土地利用事業者の選定に関する事項について、審議を行うこと。	10人以内	審議を行い、土地売買契約を締結するまでの期間
	音更町特別職報酬等審議会	議員報酬及び政務活動費並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について、審議を行うこと。	7人	審議を行い、答申が終了するまでの期間
	音更町町有地公募売却土地利用事業者選定委員会	公募型プロポーザル方式による町有地の売却に係る土地利用事業者の選定に関する事項について、審議を行うこと。	10人以内	審議を行い、土地売買契約を締結するまでの期間
	音更町健康増進計画推進委員会	次に掲げる事項について、審議を行うこと。 1 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する音更町健康増進計画の策定に関すること。 2 音更町健康増進計画の推進状況に関すること。	15人以内	2年
	音更町予防接種健康被害調査委員会	次に掲げる事務を行うこと。 1 疾病の状況等に関する調査等を行うこと。 2 診察内容についての資料収集を行うこと。 3 必要な特殊検査又は剖検についての助言等を行うこと。 4 その他予防接種健康被害の調査に関し必要な事務	4人	2年
	音更町子ども・子育て会議	次に掲げる事項について、審議を行うこと。 1 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。 2 子ども・子育て支援法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。 3 子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する音更町子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。 4 その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。	15人以内	2年
	音更町児童福祉施設運営事業者選定委員会	町の児童福祉施設の運営に係る民間事業者の選定に関する事項について、審議を行うこと。	7人以内	審議を行い、答申が終了するまでの期間
	音更町養護老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号及び第3号に規定する措置に関することについて、審議を行うこと。	5人以内	2年
	音更町自立支援協議会	次に掲げる事項について、協議を行うこと。 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号の相談に関する事業（第5項において「相談支援事業」という。）の運営評価等の実施に関すること。 2 困難事例への対応のあり方に関すること。 3 地域の関係機関によるネットワークに関すること。 4 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。 5 相談支援事業の機能の強化に関すること。 6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく障がい理由とする差別の解消の推進等に関すること。 7 その他音更町自立支援協議会が必要と認めるもの	11人以内	2年
町長	音更町障がい福祉計画等推進委員会	次に掲げる事項について、審議を行うこと。 1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく音更町障がい者基本計画の策定に関すること。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づく音更町障がい福祉計画の策定に関すること。 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20	12人以内	3年

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
		の規定に基づく音更町障がい児福祉計画の策定に関する事。 4 音更町障がい者基本計画、音更町障がい福祉計画及び音更町障がい児福祉計画の推進状況に関する事。		
	音更町障がい児保育実施判定委員会	障がい児保育に関する次に掲げる事項について、審議を行うこと。 1 入園基準に関する事。 2 入園、退園等の可否に関する事。 3 入園順位に関する事。 4 その他障がい児保育に関し必要な事項	3人	2年
	音更町農業委員会委員候補者評価委員会	音更町農業委員会の委員の候補者の評価に関する事項について、審議を行うこと。	3人	3年
	音更町人・農地プラン検討会	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に基づく音更町人・農地プランの決定、変更等に関する事について、審議を行うこと。	10人以内	2年
	音更町道の駅整備事業者審査委員会	道の駅整備事業者における事業者候補者の提案内容について、審査を行うこと。	10人以内	審査を行い、答申が終了するまでの期間
	音更町勤労者福祉審議会	勤労者福祉に関する事項について、審議及び調査等を行うこと。	10人以内	2年
	音更町地籍調査推進委員会	次に掲げる事務を行うこと。 1 地籍調査の趣旨の普及及び宣伝を行うこと。 2 一筆地調査の実施に当たり、境界の確定等に必要作業を行うこと。 3 境界紛争等の解決を図るための協力をすること。 4 その他地籍調査の実施に関し、その促進及び協力に関する事務	1 学識経験を有する者 2人 2 調査地区内代表者 若干人	1 学識経験を有する者 3年 2 調査地区内代表者当該調査地区の地籍調査が完了するまでの期間
	音更町都市計画審議会	次に掲げる事務を行うこと。 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）によりその権限に属する事項の調査審議を行うこと。 2 その他都市計画に関し必要な事項の調査審議を行うこと。	12人以内	2年
	音更町住宅委員会	次に掲げる事項について、審議を行うこと。 1 住宅の総合計画に関する事。 2 公営住宅入居者の選考及び家賃に関する事。 3 その他住宅に関し必要な事項	18人以内	2年
	音更町買取型公営住宅整備事業者審査委員会	買取型公営住宅整備事業者における事業者の提案内容について、審査を行うこと。	10人以内	審査を行い、答申が終了するまでの期間
	音更町空家等対策協議会	次に掲げる事項について、協議を行うこと。 1 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事。 2 その他空家等対策に関し必要な事項	10人以内	2年
教育委員会	音更町教育支援委員会	障がいのある児童生徒等の特別支援学校又は小学校若しくは中学校の特別支援学級への教育支援について、審議を行うこと。	25人以内	2年
	音更町就学援助審議会	次に掲げる事項について、審議を行うこと。 1 就学援助に関し準要保護児童生徒（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している児童及び生徒をいう。）の認定基準に関する事。 2 その他就学援助に関し必要な事項	16人以内	審議を行い、答申が終了するまでの期間
	音更町いじめ問題等対策委員会	いじめの未然防止及び早期発見のため、次に掲げる事務を行うこと。 1 町内の実態を把握する事務 2 いじめに係る諸問題を協議する事務	12人以内	1年
	音更町いじめ重大事態第三者調査委員会	いじめによる重大事態が発生した場合の事実関係の調査及び審議を行うこと。	5人以内	調査及び審議を行い、答申が終了するまでの期間
	音更町児童生徒文化・スポーツ賞選考委員会	音更町児童生徒文化・スポーツ賞の受賞者の選考について、審議を行うこと。	5人	1年
	音更町生涯学習推進協議会	次に掲げる事項について、審議を行うこと。 1 生涯学習の計画に関する事。 2 生涯学習の事業に関する事。 3 生涯学習の奨励普及に関する事。 4 その他生涯学習の推進に関し必要な事項	10人以内	2年
	音更町青少年対策委員会	青少年に関する諸対策について、審議及び調査を行うこと。	15人以内	2年

備考 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

資料編 9-3 : 音更町災害対策本部条例

昭和38年 1月22日

条例第 2号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第 7 項の規定に基づき、音更町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 3月27日条例第15号）抄

1 この条例は、平成12年 4月 1 日から施行する。

資料編 9-4 : 音更町要配慮者避難支援計画 (全体計画)

第 1 章 総則

1 目的

本町では、平成20年度から国が示した災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、災害時要援護者台帳を作成し、地域における避難支援体制づくりに取り組む自主防災組織等に、提供を行ってきた。

平成23年の東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、犠牲となった障がい者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計されている。こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害などにおいても共通してみられるものであり、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な人への避難支援の強化が急務となっている。

こうした状況を受け、国は平成25年6月に災害対策基本法を改正し、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示した。

本町では、法改正を受けた取組として、平成28年3月に避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画を「音更町地域防災計画」に位置付け、その下位計画として本計画を定め、従来の災害時要援護者対策からの見直しを行うものとする。

災害における助け合いの考え方には「自助」「共助」「公助」があることから、本計画ではこれらの役割を明確にすることが求められる。

避難行動要支援者等の要配慮者に関して、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなど一連の行動及び避難所など制限された場所での生活を支援するために、「災害に関する自助の促進」及び「共助、公助による支援体制の構築」を推進することにより、避難行動及び避難生活の円滑化を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、避難行動要支援者等の要配慮者を含めて、まずは住民自らが日頃から災害に対する意識を高めるとともに備えをする「自助」や、町内会、自主防災組織、近隣住民との助け合い、支え合いによる「共助」が必要となる。

このような「自助」や「共助」が機能するためには、日頃からの地域のつながりを通じた取り組みにより、避難支援体制づくりを推進していくことが必要となる。

3 計画の構成

避難支援計画は、全体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの支援方法等を定めた「個別避難計画」により構成する。

「全体計画」とは本計画のことを指し、避難行動要支援者の避難支援全体に係る体制や災害発生時の対応など、基本的な指針を定めるものとする。

「個別避難計画」とは、本計画に基づき、避難などの際に特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、必要とされる支援内容や避難支援者等を個別に定めるものとする。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 要配慮者の把握

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要配慮者の情報を集約する。

また、町が把握していない情報で避難行動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、北海道知事その他の者に対して情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 情報収集の方法

要配慮者の把握によって集約した要配慮者のうち、特に人的支援を要する避難行動要支援者の情報収集については、以下の方法により行い、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 同意方式：集約した情報を基に、避難行動要支援者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方法

イ 手上げ方式：避難行動要支援者登録制度について広報・周知した後、自ら名簿への登録を希望した者の情報を収集する方法

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、避難施設で生活をする場合に、他者の配慮を必要とするなど、特に支援を要する者で、本町に住民票を置き、生活の基盤が自宅にある者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 要介護認定を受けている人で要介護3以上の人

イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けており、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい等がある人

ウ 療育手帳の交付を受けている人

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

オ 上記に掲げる人のほか、上記の事項に準ずる状況であって、町長が特に必要と認める人

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする理由

キ アからカまでに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(4) 避難支援等関係者となる者

町は、次に掲げる避難支援等関係者（災害発生時において、避難行動要支援者の避難支援や安否

の確認、避難施設等での生活支援の実施に携わる関係者をいう。以下同じ。)と連携して地域における避難支援体制づくりを推進する。

- ア とちぎ広域消防事務組合
- イ 音更消防署
- ウ 帯広警察署
- エ 民生委員・児童委員
- オ 音更町社会福祉協議会
- カ 自主防災組織又は町内会
- キ その他避難支援等の実施に携わる関係者

(5) 避難行動要支援者名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿情報については、災害対策基本法に基づき、本人から同意を得ている者の当該名簿情報を避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で行うものとする。

なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供することができる。

(6) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、音更町個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、避難行動要支援者の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、以下の事項を遵守することとする。

- ア 個人情報の漏えいを防止すること。
- イ 名簿の管理者を決めて、管理者の管理の下で名簿を使用すること。
- ウ 名簿の紛失、破損、改ざんその他事故が起こらないように防止すること。万が一事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときには、速やかに町に報告すること。
- エ 名簿の複写はしないこと。
- オ 町から名簿の返却を求められたときは、速やかに町に返却すること。
- カ 名簿の管理者の住所、氏名等を避難行動要支援者名簿副本提供依頼書により町に届け出ること。名簿の管理者に変更があった場合及び名簿の管理者の住所、氏名等に変更があった場合も同様とする。
- キ 名簿は施錠できる場所に保管する等安全な保管に十分な配慮を行うこと。

第3章 支援活動

1 避難支援体制

音更町役場内に、横断的組織として「要配慮者支援班」を設け、その位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

(1) 位置付け

平常時は防災関係部局や福祉関係部局で横断的なプロジェクトチームを設置し、災害時は災害対策本部中、保健福祉対策部内に設置する。

(2) 構成

平常時は、班長を福祉課長、危機対策課長とし、班員を福祉係、危機対策係職員で構成する。災害時は、基本的に福祉課職員で構成する。

(3) 業務

ア 平常時：避難行動要支援者名簿情報の共有化、個別避難計画の策定、要配慮者参加型の防災訓練の計画、実施、広報等

イ 災害時：避難行動要支援者の安否確認、避難状況の把握、避難誘導、避難所の救護班等との連携、情報共有等

町は、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、個々の避難行動要支援者に対応する避難支援者を明確化するため、避難行動要支援者個々の個別避難計画を作成するものとし、避難支援者は、避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等から複数名を選出する。

2 避難のための情報伝達

(1) 避難に関する情報

災害が発生する前に避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」に基づき高齢者避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行う。

(2) 情報伝達方法

避難情報については、災害対策本部から各町内会又は自主防災組織の代表者を通じて避難行動要支援者及び避難支援者へ直接伝達する。この際、福祉関係機関や団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

(3) 情報伝達手段

災害時には、町広報車や報道機関による放送、その他自主防災組織等の人的ネットワークを活用して、住民への避難及び注意の広報を実施するが、避難行動要支援者に対しては次の手段の活用についても考慮するものとする。

ア 聴覚障がい者：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送、FAX、防災行政無線等

イ 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話、コミュニティFM放送、防災行政無線等

ウ 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話、防災行政無線等

特に情報の収集が困難な避難行動要支援者に対しては、直接、避難行動要支援者本人に災害情報を伝達する避難支援者を選定し、災害時の避難行動要支援者安否情報収集にも努めるものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援

者宅及び避難支援者宅を直接訪問して、避難情報を伝えることも考慮するものとする。

3 避難誘導の手段、経路等

風水害や地震等の災害が発生するおそれがあるため、高齢者等避難等を発令した場合は、町と避難支援者、避難支援等関係者が連携し、個別避難計画に基づき、避難誘導を行い、避難場所等において、避難所等の責任者へ引き継ぐものとする。

そのため、平常時から避難所担当職員の役割分担を明確にするとともに、町、消防署、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にし、連携し対応する。

また、避難行動要支援者自身も、自宅から避難所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみるなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想される箇所などの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

4 安否確認

避難行動要支援者の安否確認については、各町内会や自主防災組織、関係機関、関係団体等のネットワークを活用するとともに、避難支援等関係者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとする。

5 名簿情報の提供に不同意であった者に係る避難支援等関係者への情報提供

災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために名簿情報の提供が特に必要であると町長が認めるときは、その同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。

また、緊急に名簿情報を提供する場合であっても、名簿情報漏えい防止のための必要な措置を講ずるよう努め、避難支援等関係者その他の者に対し適正な情報管理を図るよう指導する。

6 避難所における支援方法

避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を災害発生後速やかに仮設するものとする。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳、マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行うものとする。

避難所には避難行動要支援者の要望を把握するため、救護班等が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援等関係者の協力を得つつ避難行動要支援者用相談窓口を設けるものとし、その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口にも女性も配置するなどの配慮に努めるものとする。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組が重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミッククラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施す

るとともに、避難行動要支援者の状況に応じて、避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うものとする。なお、災害発生後、速やかな対応をとるために、あらかじめ、関係団体や民間事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

7 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時においては、避難支援等関係者もまずは自身の安全確保が最優先となる。個別避難計画を作成するときに避難支援を行う際の安全確保に関するルールを定め、避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解していることが重要である。

また、災害発生時の状況により、避難支援等関係者が直ちに支援に来られない場合もあることを事前に避難行動要支援者へ周知しておくことが重要である。

第4章 個別避難計画の策定

1 避難行動要支援者の個別避難計画の策定

災害が発生し又はそのおそれが高まった時に、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等にどのように避難させるかを事前に定めておくことが必要である。このため、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援等関係者の協力を得ながら、次のとおり個別避難計画を策定するように努める。

2 個別避難計画の作成方法

個別避難計画の作成に当たっては、町は自主防災組織等の実際に避難支援に携わる避難支援者と避難行動要支援者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、避難行動要支援者本人と避難支援者が避難所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成するものとする。なお、避難支援者については、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの話し合いなどであらかじめ避難行動要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の避難支援者を決めておくものとする。

また、個別避難計画は、個人情報の保護に留意して、避難行動要支援者本人やその家族及び町、町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係機関等がその情報を保有、共有し、災害時の避難行動要支援者支援に活用する。ただし、情報を提供する場合は、誓約書等の提出により守秘義務を確保することを徹底するよう努める。

3 個別避難計画の更新

個別避難計画は、一人ひとりの避難行動要支援者を対象としているため、避難行動要支援者の個人

情報が多く含まれており、その個人情報保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、個別避難計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申出があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援等関係者の協力を得て更新を行うこととする。

4 個別避難計画の管理

個別避難計画の内容は、避難支援等関係者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきたさないように留意するものとする。個別避難計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に最善の注意を払って十分配慮することとする。

資料編 9-5 : 音更町避難行動要支援者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、音更町地域防災計画第4章第7節に規定する避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画及び音更町地域防災計画（地震防災計画）第2章第9節に規定する避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画に基づき、要支援者が災害が発生し、若しくは災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において地域の中で支援が受けられるようにするため又は救急時においても迅速な救命活動が受けられるようにするための制度を整備することにより、要支援者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要支援者」とは、本町に住民票を置き、生活の基盤が自宅にある者で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、災害時又は救急時における地域での支援が必要な避難行動要支援者をいう。

- (1) 音更町身体障害者福祉法施行規則（平成15年音更町規則第5号）第2条に規定する身体障害者更生指導台帳に記載されている者であって、障害程度等級表の1級又は2級に該当する肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい等を有するもの
 - (2) 音更町知的障害者福祉法施行規則（平成15年音更町規則第6号）第2条に規定する知的障害者指導台帳に記載されている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第7項に規定する要介護状態区分が要介護認定2以上であって、介護保険サービス（介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム等を除く。）を受けている者
 - (5) 65歳以上の一人世帯又は65歳以上の高齢者夫婦世帯
 - (6) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者のほか、町長が必要と認める者
- (要支援者名簿登録の申請等)

第3条 災害時又は救急時に備えて避難行動要支援者名簿（別記第1号様式。以下「要支援者名簿」という。）への登録を希望する者は、避難行動要支援者登録申請書（兼現況届）（別記第2号様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、民生委員及び関係機関の協力を得て、要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うものとする。
- 3 町長は、申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、要支援者名簿に登録するものとする。
- 4 町長は、要支援者名簿に登録された要支援者（以下「登録者」という。）について、心身の状況、家族構成、関係支援者等の直近の実態を把握するため、毎年、関係機関等の協力の下現況調査をするものとする。
- 5 町長は、要支援者が、要支援者名簿への登録を希望しない場合であっても、災害時に地域での支援

が必要と認められるときは、当該要支援者を要支援者名簿に登録するものとする。

(要支援者名簿の保管及び情報の提供)

第4条 要支援者名簿の原本は、町が責任をもって保管し、要支援者名簿の副本（要支援者名簿に記載された個人情報を行政区、民生委員、自主防災組織その他の関係者（以下「自主防災組織等」という。）に提供することに同意した登録者に係るものに限る。以下この条（第3項を除く。）及び第7条において同じ。）は、民生委員が保管するものとする。

2 町長は、災害等の発生に備え、自主防災組織等に要支援者名簿の副本を提供することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、町長は、災害時に登録者の生命又は身体を災害から保護するために地域での支援が特に必要であると認めるときは、当該支援に必要な限度で、自主防災組織等に対し、第1項の同意の有無によらず要支援者名簿の副本を提供することができる。

4 自主防災組織等は、第2項の規定により要支援者名簿の副本の提供を受けようとするとき又は要支援者名簿の副本を管理させる者（以下「管理者」という。）を変更したときは、避難行動要支援者名簿副本提供依頼書（別記第3号様式）に管理者からの誓約書（別記第4号様式）を添付して町長に提出しなければならない。

(町及び自主防災組織等による支援)

第5条 町及び自主防災組織等は、要支援者名簿を活用して災害時における安否確認、避難誘導、救出活動、断水による給水等を行うほか、これらの活動を容易にするために日常生活における声かけ、相談その他の支援を行うものとする。

(自主防災組織等の義務)

第6条 自主防災組織等は、前条に掲げる支援以外の目的で要支援者名簿を利用してはならない。

2 自主防災組織等は、要支援者名簿に記載された個人情報及び支援上知り得た個人情報の秘密事項について他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

(登録事項の変更)

第7条 登録者は、要支援者名簿に記載された事項に変更が生じたときは、直接に又は民生委員を通じて町長に報告するものとする。

2 町長は、前項の報告により要支援者名簿に記載された事項に変更が生じたことを知ったときは、要支援者名簿を変更するとともに、第4条第1項の同意を得た登録者に係る変更の場合にあっては、同項同条第2項の規定により要支援者名簿の副本を提供した民生委員及び管理者にその旨を通知するものとする。

(救急医療情報キットの内容)

第8条 救急医療情報キット（以下「情報キット」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 保管容器

(2) 保管者ステッカー

(救急医療情報キットの配付等)

第9条 登録者及び登録者以外の者で情報キットの配布を希望するものは、救急医療情報キット配付申請書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合において適当と認めるときは、申請者に情報キットを配

付するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を交付する。

- (1) 登録者 要支援者名簿の副本
- (2) 登録者以外の者 救急医療情報シート（別記第6号様式）

3 町長は、救急医療情報キット配布者名簿（別記第7号様式）を備え、前項の規定により情報キットを配付した者をこれに登載する。

4 町長は、破損、紛失等再配付の必要があると認めるときは、情報キットを再配付することができる。
（費用負担）

第10条 情報キットは、無償で配付する。

（情報キットの管理）

第11条 情報キットの配付を受けた者は、善良な管理のもとに情報キットを使用し、譲渡又は貸付けてはならないものとする。

（雑則）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に作成されている災害時要援護者登録台帳は、改正後の第3条の規定により作成された災害時又は救急時要援護者登録台帳とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に作成されている災害時又は救急時要援護者登録台帳は、改正後の第3条の規定により作成された避難行動要支援者名簿とみなす。

資料編 9-6 : 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度 4 以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表 1 の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表 2 の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表 2 の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表 2 の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1) 及び (2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表 3 の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表 2 の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 4 のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月	日	時	現在
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)				発 受 信 日 時
受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)				月
発 信 担 当 者 (職・氏名)				日
受 信 者 (職・氏名)				時
発 生 場 所				分
発 生 日 時	月	日	時	分
災 害 の 原 因				
気象等の状況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称)			
	(設置日時)	月	日	時
(2) 災害救助法の適用状況	(名称)			
	(設置日時)	月	日	時
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	被災世帯	被災人員
	(救助実施内容)			

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の 状況	自主 避難	地区名	避難場所	人数	日時
		高 齢者 等 避難				
		避難 指示				
	(4) 自衛隊 派遣の 状況					
	(5) その他 措置の 状況					
	(6) 応急対 策出動 人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
市町村職員		名				
消防職員		名				
消防団員		名				
その他(住民等)		名				
計	名					
その他	(今後の見通し等)					

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

						月 日 時現在		
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因				
災害発生場所								
発信	機関（市町村）名			受信	機関（市町村）名			
	職・氏名				職・氏名			
	発信日時				受信日時			
		月 日 時 分				月 日 時 分		
項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所	
	うち関連死者	人				海岸	箇所	
	行方不明	人				砂防設備	箇所	
	重傷	人				地すべり	箇所	
	軽傷	人				急傾斜地	箇所	
計	人	道路	箇所					
②住家被害	全壊	棟				橋梁	箇所	
		世帯			小計	箇所		
		人			市町村工事	河川	箇所	
	半壊	棟				道路	箇所	
		世帯		橋梁		箇所		
		人		小計	箇所			
	一部破損	棟		港湾	箇所			
		世帯		漁港	箇所			
		人		下水道	箇所			
	床上浸水	棟		公園	箇所			
世帯			崖くずれ	箇所				
人			計	箇所				
床下浸水	棟		⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
	世帯				破損	隻		
	人				計	隻		
計	棟			漁港施設	箇所			
	世帯			共同利用施設	箇所			
	人			その他施設	箇所			
③非住家被害	全壊	公共建物	棟		漁具(網)	件		
		その他	棟		水産製品	件		
	半壊	公共建物	棟		その他	件		
		その他	棟		計			
	計	公共建物	棟		⑦林業被害	道有林	林地	箇所
その他	棟		治山施設	箇所				
④農業被害	農地	田	ha	流出・埋没等			箇所	
		畑	ha	流出・埋没等			箇所	
		田	ha	浸冠水			箇所	
		畑	ha	浸冠水		箇所		
	農作物	田	ha			林産物	箇所	
	畑	ha		その他		箇所		
農業用施設	箇所			小計		箇所		
共同利用施設	箇所			一般民有林		林地	箇所	
営農施設	箇所				治山施設	箇所		
畜産被害	箇所				林産物	箇所		
その他	箇所				その他	箇所		
計				小計	箇所			
				計	箇所			

項 目		件数等	被害金額 (千円)	項 目		件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所		
	病 院	公 立	箇所	⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所		法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所	計	箇所		
		し尿処理	箇所				
	火 葬 場	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所	
計	箇所		鉄道施設		箇所		
⑨ 商工被害	商 業 工 業 そ の 他 計	件			被害船舶(漁船除く)	隻	
		件			空 港	箇所	
		件			水 道	戸	—
		件			電 話	回線	—
⑩ 公立文教施設	小 学 校 中 学 校 高 校 その他文教施設 計	箇所			電 気	戸	—
		箇所			ガ ス	戸	—
		箇所			ブロック塀等	箇所	
		箇所			都市施設	箇所	
		箇所		計	—		
公共施設被害市町村数		団体		被害総額			
り災世帯数		世帯		火災発生	建 物	件	
り災者数		人			危 険 物	件	
					そ の 他	件	
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人	
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局又は振興局)						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか							

別表 3

被害状況報告 (中間・最終)

災害・事故名				令和 年 月 日現在					
総合振興局又は振興局									
項 目		件数等	被害金額 (千円)	項 目		件数等	被害金額 (千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木被害	河 川	箇所			
	うち関連死者	人			海 岸	箇所			
	行方不明	人			砂防設備	箇所			
	重 傷	人			地すべり	箇所			
	軽 傷	人			急傾斜地	箇所			
計	人		道 路		箇所				
② 住家被害	全 壊	棟			橋 梁	箇所			
		世帯			小 計	箇所			
		人			市町村事	河 川	箇所		
	半 壊	棟				道 路	箇所		
		世帯		橋 梁		箇所			
		人		小 計	箇所				
	一部破損	棟		港 湾	箇所				
		世帯		漁 港	箇所				
		人		下 水 道	箇所				
	床上浸水	棟		公 園	箇所				
世帯			崖くずれ	箇所					
人			計	箇所					
床下浸水	棟		⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻			
	世帯			破 損	隻				
	人			計	隻				
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		漁港施設	箇所			
		その他	棟		共同利用施設	箇所			
	半壊	公共建物	棟		その他施設	箇所			
		その他	棟		漁具(網)	件			
	計	公共建物	棟		水産製品	件			
	その他	棟		その他	件				
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha		⑦ 林業被害	林 地	箇所	
			浸冠水	ha			治山施設	箇所	
		畑	流出・埋没等	ha			林 道	箇所	
			浸冠水	ha			林 産 物	箇所	
	農作物	田	ha		そ の 他		箇所		
		畑	ha		小 計		箇所		
	農業用施設	箇所		一般民有林	林 地		箇所		
	共同利用施設	箇所			治山施設		箇所		
	営農施設	箇所			林 道		箇所		
	畜産被害	箇所			林 産 物		箇所		
	その他	箇所			そ の 他	箇所			
					小 計	箇所			
	計				計	箇所			

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所		⑪ 社会教育施設被害	箇所		
	病院	公立	箇所	⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所	
		個人	箇所		法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所	計	箇所		
		し尿処理	箇所				
	火葬場	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所	
計	箇所		鉄道施設		箇所		
⑨ 商工被害	商業	件	被害船舶(漁船部除く)		隻		
	工業	件	空港		箇所		
	その他	件	水道		戸	—	
	計	件	電話		回線	—	
⑩ 公立文教施設	小学校	箇所	電気		戸	—	
	中学校	箇所	ガス		戸	—	
	高校	箇所	ブロック塀等		箇所		
	その他文教施設	箇所	都市施設		箇所		
	計	箇所	計		—		
公共施設被害市町村数			団体	被害総額			
り災世帯数			世帯	火災発生	建物	件	
り災者数			人		危険物	件	
					その他	件	
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数			人
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局又は振興局)						
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料(※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか							

別表4

被害区分		判定基準
①人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものが認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 死者欄の(2)(3)を参照。
②住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通年上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を必要とする程度のもの。 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないもの。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会所等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	

被害区分		判定基準
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく郭施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の協同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	

被害区分		判定基準
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料編 9-7：災害時の氏名等の公表取扱方針

令和 3 年 8 月 3 0 日 北海道総務部危機対策局危機対策課

令和 6 年 1 月 1 5 日 一部改正

1 趣旨

本取扱方針は、道における災害時の死者・行方不明者等の氏名等の公表に関する基本的事項を示すことにより、道民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

2 定義

本取扱方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第 2 条第 1 号に定めるものをいう。
- (2) 死者 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者をいう。
- (3) 行方不明者等 当該災害が原因で所在不明となり、死亡の疑いのある者及び当該災害により被災した疑いがあり、連絡が取れない者をいう。

3 対象とする災害

本取扱方針において対象とする災害は、北海道災害対策連絡本部又は北海道災害対策本部が設置された災害とする。

4 公表の基準

(1) 行方不明者等

氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、「住民基本台帳の閲覧等制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断し、公表基準を満たす場合は、速やかに公表する。

(2) 死者

「住民基本台帳の閲覧等制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断するものとする。

区分	救出・救助活動に資する	住民基本台帳の閲覧等制限	家族等の同意の状況	公表・非公表	公表する情報の範囲
行方不明者等	○	なし (※1)	—	公表	市町村名、氏名、年齢 (年代)
		あり	—	非公表	—
	×	(なし)	(同意)	(公表 ※2)	—
死者		なし	同意	公表	市町村名、氏名、年齢 (年代)
			不同意	非公表	—
		あり	—		

※1 住民基本台帳の閲覧等制限がない場合においても、行方不明者等が警察や自治体の相談機関へDVやストーカー行為等について相談をしていた等、所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合など、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その者を公表対象から除くものとする。

※2 行方不明者等について、家族等から得られた情報により搜索の対象者、搜索場所が特定されている場合等、氏名等の公表が救出・救助活動の効率化・円滑化に影響を及ぼさない場合は原則として非公表とするが、住民基本台帳の閲覧等制限がなく、家族等が公表を望む場合は公表できるものとする。

5 公表に係る役割分担

氏名等の公表に係る役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 道 氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応
- (2) 市町村 死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無並びに家族等（家族又は遺族をいう。）の同意の状況の確認及び確認結果の道への報告
- (3) 警察本部 道及び市町村との情報共有

6 その他

- (1) 道は、4に定める「公表の基準」のほか、市町村の意向にも配慮し、対応することとする。
- (2) この取扱方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。
- (3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については、別途法令等の規定に基づき取り扱うこととする。

資料編 9－8：緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条の規定に基づき、北海道の大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下「大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部、旭川市消防本部及び釧路市消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第 1 のとおりとする。

第 2 章 大隊等の編成

(道内地区)

第 3 大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第 2 のとおり地区分けするものとする。

2 各地区に地区代表消防機関を置き、地区内の次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 出動に係る連絡及び調整

(2) 後方支援活動に係る連絡及び調整

(3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第 4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第 2 のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第 3 のとおりとする。

(3) 代表消防機関は地区代表消防に対して連絡し、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。

(4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(大隊等の編成)

第 5 北海道の登録隊は、別表第 4 のとおりとする。

2 大隊の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要な小隊等を選定するものとする。

- 3 大隊は、北海道大隊と呼称するものとする。なお、大隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- 4 中隊は、地区単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇地区中隊又は消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は大隊長が指定するものとする。
- 5 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「消火小隊等又は〇〇消防本部小隊」と呼称するものとする。
- 6 後方支援中隊の編成は、別表第5のとおりとし、都道府県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、札幌市消防局の職員の内から大隊長が指定するものとする。
- 7 統合機動部隊は、別表第6のとおり編成し、北海道統合機動部隊と呼称するものとする。なお、統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 8 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第7のとおり編成し、北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊と呼称するものとする。なお、北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、消防庁長官（以下「長官」という。）の定めに基づき、苫小牧市消防本部の職員をもって充てるものとする。
（指揮体制等）

第6 大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。
- 3 大隊長は、大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 統合機動部隊長は、大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 中隊長は、大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。
- 7 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。
（出動基準及び集結場所等）

第7 大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、別表第8のとおりとする。
（特別応援体制）

第8 東海地震における緊急消防援助隊アクションプランに係る警戒宣言の発令時において、消防庁長官の指示により、前進拠点へ進出する部隊は、別表第9のとおりとする。

第3章 大隊等の出動

（出動準備及び出動可能隊数の報告）

第9 各消防本部は、北海道の大隊が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊となる都府県において震度6弱（政令市等については5強）以上の地震災害が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合は、出動準備を行うものとする。この場合において、各消防本部は、直ちに北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

2 北海道は、消防庁から要請要綱別記様式2-1により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、速やかに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

3 北海道は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

（大隊等の出動）

第10 北海道知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により出動の求め又は指示を受けた場合は、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各市町村長（各消防本部）に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

3 北海道は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

4 代表消防機関は、大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、北海道及び地区代表消防機関に対して連絡するものとし、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。

5 大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に統合機動部隊を出動させるとともに、後続する大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。

（1）被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。

（2）被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。

（3）被災地消防本部との連絡調整に関すること。

（4）被災地における通信の確保に関すること。

（5）初期消火、救助及び救急活動に関すること。

（6）航空消防活動の支援に関すること。

（7）宿営場所の設営に関すること。

6 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について北海道及び代表消防機関に対し、報告するものとする。

（1）指揮者の階級、職及び氏名

- (2) 出動隊数、車両及び資機材
 - (3) 集結場所到着予定時刻
 - (4) その他必要な事項
- (迅速出動)

第11 迅速出動に該当する事案が発生した場合、北海道は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。

2 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数を取りまとめ、北海道及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。

3 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 統合機動部隊は、大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。
- (2) 第一次編成陸上隊は、統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。
- (3) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動するものとする。
- (4) 代表消防機関は、第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、北海道及び地区代表消防機関に対して連絡するものとし、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。

4 迅速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、第三項に定めるもののほか、統合機動部隊は、大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。

(緊急消防援助隊の車両表示)

第12 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第13 大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長又は地区中隊長（以下「大隊長等」という。）は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び北海道に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第14 大隊長等は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) 大隊等の活動地域及び任務
- (3) 大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第15 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 被災地からの帰署(所)途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署(所)途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに別紙第2に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。
- (3) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(情報共有)

第16 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第17 大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、大隊長等のみが先行して前項の任務を行い、無線等により大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第18 大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 大隊本部を設置する場合は、その位置
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する大隊が被災地に到着後は、大隊に帰属し、大隊長の指揮の下、大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(大隊本部の設置)

第19 大隊長は、必要に応じて大隊長を本部長とする大隊本部を設置するものとする。

- 2 大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 大隊長は、大隊の活動内容や現場写真等を記録する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第20 活動時の無線通信運用体制は、別表第10のとおりとする。

- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第21 北海道大隊の保有資機材は、別表第5及び別表第11のとおりとする。

(日報)

第22 大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第23 大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、札幌市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、北海道及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - (2) 大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - (3) 大隊等の活動記録の集約
 - (4) 各消防本部に対する大隊等の活動状況に関する情報提供
 - (5) 大隊等に対する災害に関する情報提供
 - (6) 必要な資機材等の手配及び提供
 - (7) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - (8) 後方支援に関し、北海道との調整
 - (9) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第24 後方支援中隊は、大隊長の指揮の下、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 車両及び資機材の保守管理
- (5) 交替要員の搬送
- (6) 活動の記録
- (7) その他必要な事項
(相互協力)

第25 北海道及び各消防本部は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第6章 活動終了

(大隊等の引揚げ)

第26 大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 大隊の活動概要(時間、場所、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項
(帰署(所)報告)

第27 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、北海道及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 北海道は、道内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告等

(活動結果報告)

第28 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式 5-1、5-2、5-3 により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 北海道は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式 5-1、5-2、5-3 により、速やかに活動報告を行うものとする。

（高速自動車国道等の通行に係る報告）

第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後 5 日以内に、代表消防機関に対して別紙第3 により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。

2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、大隊の最終小隊等帰署（所）後 7 日以内に、北海道及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第8章 その他

（指揮支援実施計画）

第30 指揮支援隊に係る応援等については、札幌市消防局が別に定めるものとする。

（航空中隊の応援等）

第31 航空中隊に係る応援等については、北海道が別に定めるものとする。

（消防本部等における事前準備）

第32 各消防本部等は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成17年 1 月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年 4 月12日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表、別記様式（略）

資料編 9-9 : 北海道緊急消防援助隊受援計画

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

- 2 代表消防機関代行は、函館市消防本部（道西地区）、苫小牧市消防本部（道南地区）、小樽市消防本部（道央地区）、旭川市消防本部（道北地区）、及び釧路市消防本部（道東地区）とする。
- 3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第 1 のとおりとする。

第 2 章 応援等の要請

(応援等要請の手続き)

第 3 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、別紙第 1 のとおり行うものとする。

- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の規模及び災害の状況を考慮して、当該市町村を管轄する消防本部の消防力及び北海道内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1-2）。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 被災地の市町村長は、知事に対して第 2 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第 2 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1-2）。
- 5 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び北海道内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等

の要請を電話により直ちに行うものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-1）。

- 6 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 7 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。
- 8 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議する。
- 9 知事は、被災地の市町村長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。
- 10 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。
（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第4 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

- 2 知事は、長官から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村長に対して通知するものとする。
（迅速出動等適用時の対応）

第5 北海道内の消防本部は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が北海道内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、北海道に対して報告するものとする。

- 2 北海道は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が北海道内で発生した場合は、早期に道内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。
- 3 北海道は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

(連絡体制)

第6 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 連絡方法は、原則として有線（携帯）電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。以下「法」という。）第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、北海道庁本庁舎地下1階危機管理センターに設置するものとする。

3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

4 法第44条の2第6項の規定に基づく調整本部の副本部長は、北海道総務部危機対策局危機対策課消防担当課長をもって充てるものとする。

5 法第44条の2第5項の規定に基づく調整本部長の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

(1) 同項第1号に基づく北海道総務部危機対策局危機対策課及び防災航空室の職員

(2) 同項第2号に基づく札幌市消防局警防部消防救助課長

(3) 同項第3号に基づく被災地を管轄する消防本部の職員

(4) 同項第4号に基づく指揮支援部隊長

6 調整本部は、「北海道消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。

8 調整本部は、北海道災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 被災状況、北海道が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防本部、消防団、北海道内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

- (5) 北海道内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関する事。
- (6) 北海道災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関する事。
- (7) 北海道災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関する事。
- (8) その他必要な事項に関する事。

- 9 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。
- 10 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 11 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移手段の確保等を行うものとする。
- 13 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 14 その他調整本部の設置運営については、別に定める「北海道消防応援活動調整本部設置規程」によるものとする。

(指揮本部の設置)

- 第8 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活載等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況の収集に関する事。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関する事。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関する事。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関する事。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、北海道及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。
- 7 北海道内の防災体制及び災害対策本部主管課は、別表第3のとおりとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第9 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、北海道内で活動する指揮支援隊を統括し、北海道災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 緊急消防援助隊及び道内応援隊の指揮系統については、別紙第5のとおりとする。
- 9 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

第10 北海道内の無線通信運用体制は、原則として緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成28年消防広第80号。以下「連用要綱」という。）第22条に定めるところにより、次のとおり運用するものとする。

(1) 調整本部、指揮本部、緊急消防援助隊指揮支援本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は統制波1を使用するものとする。

なお、被災地市町村が複数に及ぶ等により、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、統制波2及び統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するものとする。

(2) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、主運用波を使用するものとする。

なお、同一中隊、同一統合機動部隊及び同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互の無線通信についても同様とするものとする。

(3) 被災地を管轄する消防本部隊及び指揮本部間相互の無線通信は、活動波を使用するものとする。

(4) 指揮支援部隊長は、防災相互通信用無線（防災相瓦波）の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

- 4 各消防本部の基地局呼出符号及び構成市町村は、別表第4のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点)

第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

(1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。

(2) 航空隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。

(3) 水上隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部が北海道災害対策本部と協議の上、別途指定するもの

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した応援都道府県大隊、応援都道府県統合機動部隊、応援都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

(任務付与)

第12 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活軌地域及び任務

(4) 安全管理に関する体制

(5) 使用無線系統

(6) 地理及び水利の状況

(7) 燃料補給場所

(8) 他の応援部隊の活軌状況

(9) その他活動上必要な事項

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第13 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第7のとおりとする。

3 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第14 ヘリコプター離着陸場所は、別表第8のとおりとする。

(宿営場所)

第15 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の

近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

(燃料補給場所)

第16 調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊長文は指揮支援隊長を通じて、応援都道府県大隊長等へ連絡するものとする。

ただし、現地給油が必要な場合は、被災地市町村等が給油用タンクローリーの要請を行うものとする。

- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。
- 3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。
- 4 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部が北海道災害対策本部と協議の上、別途指定するものとする。

(燃料調達要請)

第17 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を締結している団体は、「北海道石油業協同組合連合会」とする。

(重機派遣要請)

第18 調整本部長は、重機保有団体の祝力が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、要請するものとする。

(物資等調達要請)

第19 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は北海道災害対策本部と協議し、災害時における物資等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における各地区内の食料品等調達可能場所は、別表第12表のとおりとする。

(部隊移動)

第20 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第3又は別紙第4のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第21 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

- 2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- 3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第22 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、北海道内の消防の応援等の状況を総合的に糊案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対し、要請要綱別記様式 6 - 5 により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式 6 - 6 により通知するものとする。

5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第23 調整本部は、部隊移動を行う場合は、北海道災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第 6 章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第24 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式 4 - 1)

3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第 7 章 経費処理等

(経費処理)

第25 法第44条第 5 項の規定により、消防庁長官の指示で緊急消防援助隊として出動した場合は、法第 49 条の規定により、政令で定める下記の経費については、国が負担する。

また、法第44条第 1 項の規定により、長官の求めに対し出動した場合には、出動に係る経費は、一般財団法人全国市町村振興協会の消防広域応援交付金交付規程の定めるところにより同交付金の交付を受けることができる。

(1) 特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅

費

(2) 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設に係る修繕料及び役務費並びに当該活動のために使用したことにより当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設にかわるべきものの購入費

(3) 前(1)、(2)に掲げるもののほか、緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費

2 応援に係る経費については、応援市町村が一旦、それを負担し、国庫負担の場合には、国に対して負担金交付申請を行うものとする。

また、一般財団法人全国市町村振興協会の消防広域応援交付金にあつては、受援市町村長の同協会への申請を受け、応援市町村は同協会に消防広域応援実績報告書を提出し交付を受けるものとする。

3 高速自動車国道及び有料都道府県道等の有料道路の通行については、適行料の徴収が免除される。

第8章 その他

(情報共有)

第26 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

(地理情報)

第27 北海道及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関
- (9) その他応援部隊の活動に必要と認められる事項

(災害時の体制整備)

第28 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第29 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援

計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、北海道が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するとともに、北海道に対応する第一次出動都道府県大隊及び出働準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに北海道に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

(航空隊の受援計画)

第30 航空隊の受援計画については、本耐画に定める事項の他、北海道緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

附 則

この計画は、平成17年1月19日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月12日から施行する。

図、別紙、別記様式、資料 (略)

資料編 9-10：北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、防災ヘリの運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第 2 条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、消防活動用装備品、防災ヘリに係る附属品及び部品並びに整備工具その他の防災ヘリの整備に必要な物品をいう。

(2) 航空消防活動

防災ヘリを用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防の活動（これらの活動に係る訓練を含む。）をいう。

(3) 航空消防活動従事者

防災ヘリに乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。

(4) 航空従事者

法第 2 条第 3 項に規定する航空従事者をいう。

(5) 救急救助員

航空消防活動従事者のうち、消防吏員の身分を有する者をいう。

(6) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「防災航空室」という。）が航空消防活動従事者の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(7) 共同運航機関

「北海道消防防災ヘリコプターの共同運航に関する協定」（平成30年 1 月 9 日危対第2413号及び道本地（企）第152号）に基づき防災ヘリを共同で運航する北海道警察本部警備部航空隊をいう。

第 2 章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第 4 条 防災航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空消防活動従事者たる操縦士、整備士及び救急救助員で構成する。

- 3 防災航空隊に、隊長及び副隊長を置く。
- 4 隊長及び副隊長は、防災航空隊の構成員（以下「隊員」という。）のうち救急救助員の中から総務部危機対策局危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指定する。
（隊長及び副隊長の任務）

第5条 隊長は、防災航空隊の活動を総括するものとする。

- 2 副隊長は、隊長を補佐するものとする。
- 3 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代理するものとする。

第3章 運航管理体制

（総括管理者）

第6条 防災ヘリの運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航責任者）

第7条 防災航空室に運航責任者を置く。

- 2 運航責任者は防災航空室長をもって充てる。
- 3 運航責任者は、防災航空隊の指揮監督、防災ヘリの出発の承認、航空消防活動の中止の指示、航空機等の維持管理など、防災ヘリの運航及びその安全に関する事務を統括するものとする。
- 4 運航責任者に事故あるときは、防災航空室長が予め指定する者がその職務を代理するものとする。

（運航安全管理者）

第8条 防災航空室に運航安全管理者を置く。

- 2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、運航安全管理者に指定するものとする。
- 3 運航安全管理者は、防災ヘリの運航の安全を確保する観点から、運航責任者を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。
 - （1）運航責任者、機長その他の航空従事者に対する防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理、各種計画の立案、その他必要と認める事項に関する助言を行うこと。
 - （2）飛行計画を承認すること。
 - （3）防災ヘリの運航に必要な関係機関への連絡及び申請等の手続きを行うこと（北海道が要請した他機関の航空機の運航に係るものを含む。）。
 - （4）上記の業務に必要な調査研究等を行うこと。
 - （5）その他防災ヘリの運航の安全に関すること。
- 4 運航安全管理者に事故あるとき、又は運航安全管理者が操縦士として防災ヘリに乗り組む場合は、防災航空室長が予め指定する航空従事者がその職務を代理するものとする。

（安全担当者）

第9条 防災航空室に安全担当者を置く。

- 2 防災航空室長は、共同運航機関が指定した航空従事者を、安全担当者に指定するものとする。
- 3 安全担当者は、運航安全管理者を補佐し、防災ヘリを安全に運航するために必要な情報の収集及び

整理並びに航空従事者等に対する当該情報の提供に関する業務を行う。

第4章 防災ヘリの運航

(乗務体制)

第10条 運航責任者は、防災ヘリを運航させるときは、その都度、防災ヘリに乗り組む隊員を指定するものとする。

2 運航責任者は、別に定める要件を満たす操縦士2名及び整備士1名を必ず防災ヘリに乗り組ませなければならない。

3 運航責任者は、前項の操縦士のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に、それぞれ指定するものとする。

(機長の責任と権限)

第11条 機長（機長に事故等があるときは、機長に代わってその職務を行うべきものとされている者。以下本要綱において同じ。）は、防災ヘリの飛行につき、すべての責めに任ずる。

2 機長は、防災ヘリに乗り組む隊員及び隊員以外の者（以下「搭乗者」という。）に対し、飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 搭乗者は、防災ヘリの飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

(航空消防活動指揮者)

第12条 運航責任者は、防災ヘリに乗り組む隊長又は副隊長のうち1名を、航空消防活動指揮者に指定する。ただし、隊長又は副隊長を防災ヘリに乗り組ませることができないときは、防災ヘリに乗り組む救急救助員の中から指定するものとする。

2 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに乗り組んで、法その他の関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、航空消防活動の実施に関し航空消防活動従事者を指揮監督する。

3 航空消防活動指揮者は、前項の指揮監督に当たっては、隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(出発の承認等)

第13条 機長は、飛行計画を作成したときは、運航安全管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様とする。ただし、飛行中に飛行計画を変更しようとする場合において、通信機の故障その他の理由により連絡ができないときは、この限りでない。

2 機長は、航空消防活動を伴う飛行計画の作成に当たっては、当該航空消防活動の内容等について航空消防活動指揮者と調整を図るものとする。

3 機長は、防災ヘリを出発させるに当たっては、運航責任者の承認を受けなければならない。

4 運航責任者は、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握し、防災ヘリの出発の可否を判断するものとする。

5 航空消防活動指揮者は、防災ヘリの出発前に、他の航空消防活動従事者に対して当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等について説明するものとする。ただし、出発前に説明の暇が無い場合においては、出発後速やかに説明を行うものとする。

6 航空消防活動を行うために防災ヘリを運航しようとするときは、運航責任者、機長及び航空消防活動指揮者は、他の消防隊又は救急隊及び関係機関との連携に十分配慮するものとする。

(機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策)

第14条 機長及び航空消防活動指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、防災ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。

2 機長又は航空消防活動指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。

(運航責任者の運航中の安全対策)

第15条 運航責任者は、防災ヘリの運航中は、衛星通信を活用した防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び航空消防活動指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

(運航計画)

第16条 運航責任者は、航空消防活動及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、防災ヘリの運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）により定めるものとする。

(運航範囲)

第17条 防災ヘリは、次に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 防災ヘリの運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第18条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、緊急運航以外の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに機長及び航空消防活動指揮者に連絡し、緊急運航への対応を指示するものとする。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

(運航に伴う報告)

第19条 航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書(様式第3号)を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書(様式第4号)を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第20条 運航責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握に努めるものとする。

第5章 防災ヘリの整備

(整備点検等)

第21条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する整備士による整備点検を受けなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、航空機等を適切に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

3 運航責任者は、四半期毎の整備計画を作成しなければならない。

4 防災ヘリの整備点検は、航空関係法令によるほか、共同運航機関が定める規程等を準用し、適切に行われなければならない。

(整備責任者)

第22条 防災航空室に整備責任者を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、整備責任者に指定するものとする。

3 整備責任者は、運航安全管理者と連携して運航責任者を補佐し、航空機等の整備並びに格納庫、駐機場等の施設及び物資の保守管理を行うものとする。

(検査員)

第23条 防災航空室に検査員を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、検査員に指定するものとする。

3 前項の指定に当たっては、整備責任者に検査員を兼ねさせることができるものとする。

4 検査員は、航空機等の整備作業について最終確認するものとする。

(機付長)

第24条 防災航空室に機付長を置く。

2 防災航空室長は、隊員のうち共同運航機関が指定した整備士を、防災ヘリの機体ごとに機付長に指定するものとする。

3 前項の指定に当たっては、整備責任者又は検査員に機付長を兼ねさせることができるものとする。

4 機付長は、担当する防災ヘリの整備及び管理を行うものとする。

第6章 使用手続

(使用予定表)

第25条 防災ヘリの使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末日までに翌年度の防災ヘリの使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第26条 防災ヘリを使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第27条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第7章 安全管理等

(安全管理)

第28条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、航

空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航責任者は、隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

3 運航責任者は、毎年の航空機事故の防止に関する計画を策定しなければならない。

(隊員の心構え)

第29条 隊員は、業務に関する知識及び技量の維持向上に努めるとともに、相互に連携し、航空安全の確保を最優先にして任務を遂行するものとする。

(搭乗者の遵守事項)

第30条 搭乗者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 機体周辺及び機内では、機長等の指示に従うこと。

(2) 承認された飛行以外の飛行を機長に要求しないこと。

(3) 飛行中は、機内の機器、ドア又は窓にみだりに触れないこと。

(4) 機内から書類その他の物件を投棄しないこと。

(5) 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。

第8章 教育訓練等

(教育訓練等の実施)

第31条 総括管理者は、隊員の教育訓練等を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(教育訓練)

第32条 運航責任者は、自隊訓練として次に掲げる教育訓練を行うものとする。

(1) 航空消防活動従事者の技能の習得維持に必要な訓練

(2) 航空機の安全且つ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置(CRM)を円滑に実施するための訓練

(3) その他、航空消防活動従事者の安全の確保に資する訓練

(操縦士等の養成訓練)

第33条 運航責任者は、共同運航機関と協力し、操縦士及び整備士に必要な技能を習得させるため、養成訓練を行うものとする。

(操縦士の操縦技能の確認)

第34条 運航責任者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、防災航空隊の操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

(教育訓練等基本計画及び実施計画)

第35条 運航責任者は、第32条に規定する教育訓練、第33条に規定する操縦士等の養成訓練及び前条に規定する操縦士の操縦技能の確認を行うため、次に掲げる事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。

(1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法

(2) 教育訓練等に係る安全管理対策

(3) 前各号に定めるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

2 運航責任者は、前項の教育訓練等基本計画に基づき、毎年度、次に掲げる事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。

(1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法

(2) 年間の教育訓練等の対象者

(3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期

(4) 前各号に定めるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

第9章 事故対策等

(搜索及び救護体制の確立)

第36条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が

発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第37条 機長は、防災ヘリの運航中に、機体の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する防災ヘリの故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第38条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣及び消防庁長官にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第10章 雑則

(記録及び保存)

第39条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、航空消防活動に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第40条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

資料編 9-11：北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第18条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大または影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、救急隊から引き継いだ傷病者を医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合

- c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できるものとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。

(ウ) 感染症患者等の搬送

- a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（疑似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。

- b 次の場合に出勤するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

(エ) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航を行う時間帯)

第4条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間（日の出から日没まで）を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第5条 市町村等の長は、緊急運航（感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。）の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達表（様式第1号）をファクシミリまたは電子メールにより提出するものとする。ただし、転院搬送及び医師等の搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出動の決定等)

第6条 運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

2 運航責任者は、出動の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航（転院搬送及び医師等の搬送を除く。）を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

資料編 9-12：北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送及び医師搬送等(以下「救急患者の緊急搬送等」という。)についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送等に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送等が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行くとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行くとともに、様式第1号によりファクシミリまたは電子メールを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等

と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。